

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月19日 10時31分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市西島北方沖 院下島灯台から真方位053° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 40.7′ 東経134° 28.8′）
事故の概要	貨物船第三久美丸は、東北東進中、また、漁船蛭子丸は、底引き網漁の作業をしながら漂泊中、両船が衝突した。 蛭子丸は、操縦者が負傷し、船体が左舷中央部から2つに分断し、また、第三久美丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 第三久美丸、199トン 133617、榎田船舶有限会社（A社） 56.50m×9.40m×5.55m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成6年6月 B 漁船 蛭子丸、4.9トン HG3-42068（漁船登録番号）、個人所有 11.54m（Lr）×3.00m×0.77m、FRP ディーゼル機関、48kW、昭和59年9月27日
乗組員等に関する情報	A 航海士A 男性 59歳 五級海技士（航海）（旧就業範囲） 免許年月日 昭和56年3月27日 免状交付年月日 平成28年3月9日 免状有効期間満了日 平成33年3月8日 B 操縦者B 男性 77歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船体が中央部から2つに分断
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風力 3、視程 約3～4M

	海象：海上 平穩
事故の経過	<p>A船は、船長（以下「船長A」という。）及び航海士A（A社役員）ほか2人が乗り組み、平成28年6月18日23時30分ごろ空船で兵庫県加古川市東播磨港へ向けて広島県呉市呉港を出港した。</p> <p>航海士Aは、19日09時50分ごろ、香川県小豆島の北方で、船長Aから船橋当直を引き継いで単独で船橋当直につき、GPS及び2Mレンジのオフセンターで前方が約3M映るように設定したレーダーを作動させ、約10.6ノットの対地速力及び自動操舵により真方位約060°の針路で航行していた。</p> <p>航海士Aは、10時15分ごろ、姫路市院下島北西方約0.5Mで、前路に操業中の漁船2隻を認め、左舵を取って避航し、元の針路に戻した後、船首方に他船を認めず、操舵装置の船尾側に置いた椅子に腰を掛けて見張りを続けた。</p> <p>航海士Aは、10時31分ごろ、船首に衝撃を感じ、驚いて椅子から立ち上がり、自動操舵を手動に、主機を中立運転としたとき、A船の左舷側を沿うように傾斜した状態で船尾方へ流れていくB船を認めた。</p> <p>A船は、船長Aが船室で休んでいたところ、衝撃を感じて昇橋し、救助の目的でB船に向かった。</p> <p>A船は、付近にいたB船の僚船が本事故の発生に気付き、B船の救助に向かって操縦者Bを救助したので、B船の僚船と共に西島東方沖まで航行し、錨泊した。</p> <p>船長Aは、A船に損傷を認めず、乗組員にけが等がないことを確認した。</p> <p>A船は、B船の僚船が海上保安庁へ本事故の発生を通報したので、錨泊場所で待機し、海上保安庁による調査を受けた後、姫路市姫路港に入港した。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、19日05時00分ごろ姫路市坊勢漁港奈座区を出港し、西島北方沖の漁場で操業後、操縦者Bが、10時00分ごろ底引き網を揚網して漁獲物を前部甲板で取り込んだ。</p> <p>B船は、西島北方沖において、操縦者Bが、船首を南東に向けて主機のクラッチを中立として漂泊し、船尾部で網を半分程度海中に垂らし、網を洗いながら後部甲板に引き揚げ始めた頃、南西方からB船のいる20～30隻の漁船群の方へ航行してくるA船を認めたが、A船がB船のいる漁船群を避けると思い、網を引き揚げる作業を続けた。</p> <p>操縦者Bは、船尾方を向いて網部を手で引き揚げていた際、ドンという衝撃を受け、反動で約3～4m船首側に飛ばされ、操舵室の右舷側後部に当たり、しばらくして起き上がったとき、B船の船首側半分が見えず、北東方約300mに停止したA船を認めた。</p>

	<p>B船は、操舵室の船首側で2つに分断されたが、救助に駆けつけた僚船によりそれぞれ横抱きされ、坊勢漁港奈座区に運ばれた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船(左舷船首方より)、写真2 A船の船橋見通し状況、写真3 A船のGPSに記録されていた過去の航跡、写真4 B船の分断した船首部(左舷方より)、写真5 B船の分断した船尾部 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>航海士Aは、昭和51年ごろから乗船しており、昭和56年に航海士の免許を取得し、A船には平成7年ごろから航海士として乗船していた。</p> <p>航海士Aは、A船の航海計器、機関等に異常を認めていなかった。</p> <p>A船は、主機のクラッチに連動した居眠り防止装置(船橋航海当直警報装置)を船橋に設置していたが、本事故当時、警報は鳴らなかった。</p> <p>航海士Aは、前方に船舶を認めなかったため、船員の手配、乗船させる場所等についての考え事をしていて見張りに集中できていなかったと本事故後に思った。</p> <p>A船は、平成20年ごろから月に5、6回播磨灘北航路を航行していた。</p> <p>A船は、船橋当直を船長A、航海士A及び甲板員の3人により4時間交替で行っており、本事故当時、航海士Aが10時から14時までの当直に入っていた。</p> <p>B船は、電子ホーンを備えていた。</p> <p>操縦者Bは、本事故当時、漁ろうに従事している船舶を示す法定の黒色の鼓形形象物をマストに掲げていた。</p> <p>操縦者Bは、A船を初認したとき、船尾から網部を垂らしていたので、主機を使用できないと思った。</p> <p>B船は、ふだん乗船している小型船舶操縦免許証を有する者が、本事故当時に所用で乗船していなかった。</p> <p>操縦者Bは、昭和50年ごろから漁船に乗り組み、B船には昭和59年ごろから甲板員として乗船していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、西島北方沖において、東北東進中、航海士Aが、船員の手配等の考え事をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、船首方に漂泊しているB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西島北方沖において、網の引揚げ作業をしながら漂泊中、操縦者Bが、右舷方から接近するA船を認めたものの、A船がB船の</p>

	<p>いる漁船群を避けるものと思い、同作業を続けてA船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、本事故当時、漁ろうに従事している船舶を示す法定の形象物を掲げていたものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、小型船舶操縦免許証を受有していなかったことから、B船に小型船舶操縦者として乗船してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、西島北方沖において、A船が東北東進中、B船が網の引揚げ作業をしながら漂泊中、航海士Aが、考え事をしていて見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bが、接近するA船を認めた際、A船がB船のいる漁船群を避けるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

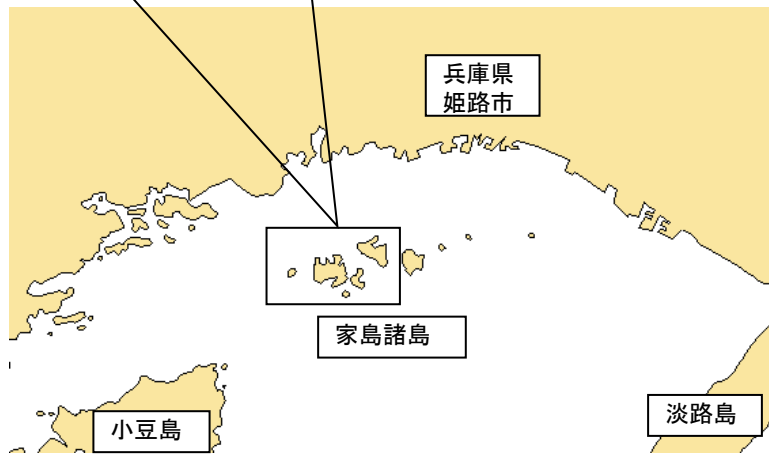
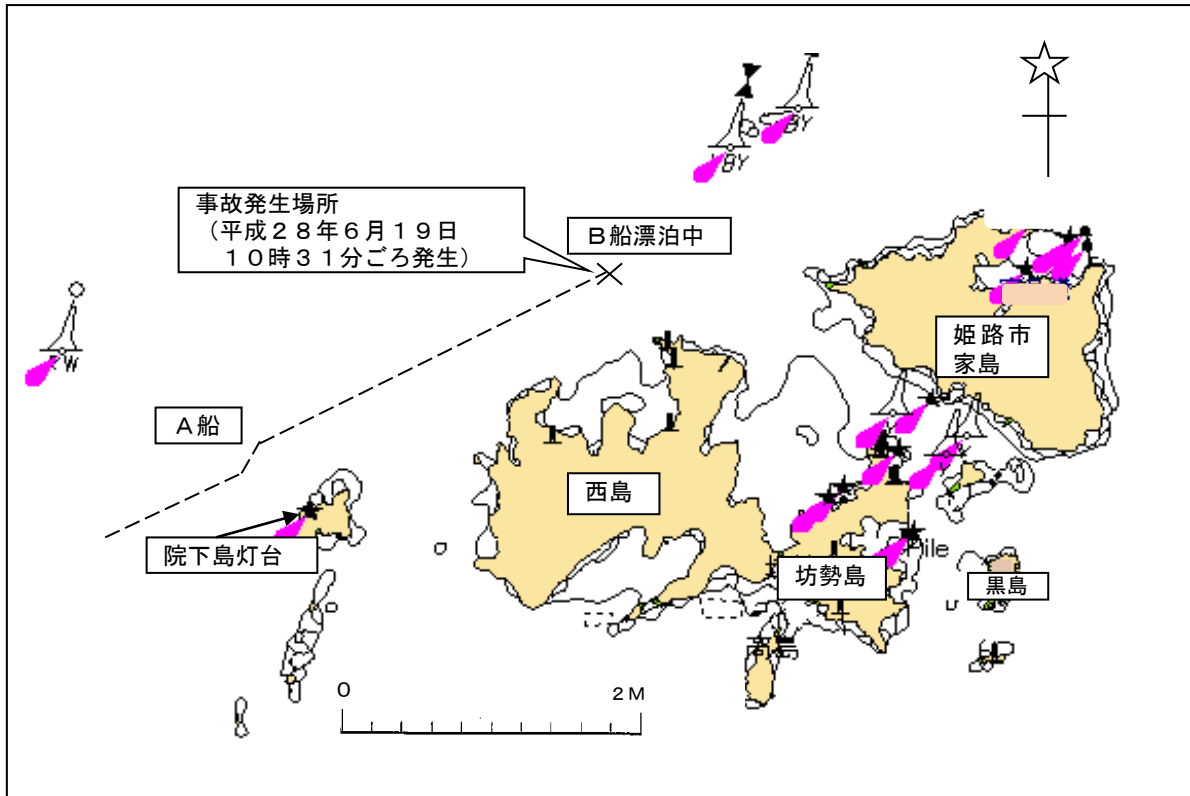


写真1 A船（左舷船首方より）



写真2 A船の船橋見通し状況



写真3 A船のGPSに記録されていた過去の航跡



写真4 B船の分断した船首部（左舷方より）



写真5 B船の分断した船尾部

